

公 募 公 告

1. 公募概要等

(1) 件名

北海道教育大学函館キャンパス土地活用事業

(2) 概要

国立大学法人北海道教育大学（以下、「本学」という。）は、本学不動産の有効活用及び財政基盤等の強化を目的に、国立大学法人法第 33 条の 3 に規定される土地等の貸付けに係る制度を利用し、本学函館キャンパスのうち教育大通りに面した敷地東側の屋外運動場用地の貸付けを計画しており、本件は当該土地の貸付け相手方を公募するものである。（以下、「本事業」という。）

(3) 貸付不動産の表示

函館市八幡町 149-2 他の一部 21,767 m²

(4) 貸付期間

契約締結後 2 2 年間とする。

(5) 貸付契約の方式

借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 23 条に基づく事業用定期借地権の設定契約によるものとする。

2. 参加資格

応募者は、単独企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（「参加グループ」という。）とし、参加企業又は参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）のいずれも次の各号のすべての要件を満たしていること。

なお、構成員のいずれかが他の応募者の構成員として重複参加は認めない。

(1) 国立大学法人北海道教育大学契約事務取扱規則第 4 条及び第 5 条の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者

(3) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) その他以下のとおり

① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3. 本事業の担当部署及び諸手続き

- (1) 担当部署 〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号
国立大学法人北海道教育大学財務部施設課施設企画・管理グループ
TEL 011-778-0242 FAX 011-778-0633
Email z-ki kaku@j.hokkyodai.ac.jp

(2) 募集要項等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 令和6年12月24日（火）から令和7年1月31日（金）まで
（ただし、最終日は午後1時まで）
② 交付方法 電子メールにより交付する。

募集要項等を希望する者は、下記の申し込み先（担当部署のメールアドレス）に会社名、担当者名及び連絡先（会社住所、電話番号、メールアドレス）を明記し、申し込むこと。受信確認後、申込者にデータのダウンロード用URLを記したメールを返信する。

なお、募集要項等を申し込む際の電子メールの件名は、【要項申込】「函館キャンパス土地公募」（会社名称）とすること。

4. 選定方法等

(1) 選定方法

本学の選考審査委員会において、提出された応募書類をもとに書類選考を行い、必要に応じて応募者によるプレゼンテーション等を実施のうえ審査し、各委員の評価点を合計して最も高い得点の者を優先交渉権者として選定する。なお、プレゼンテーションの開催日時等の詳細については応募書類の提出以降、書面により各応募者に通知する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和7年2月20日（木）までにすべての応募者に選定結果を通知する。

5. その他

(1) 契約書等作成の要否 要

優先交渉権者と「事業協定書」を締結し、両者が合意に至った場合には、「事業用定期借地権設定契約」を締結します。

(2) その他詳細については、公募要項のとおり

以上のとおり公告します。

令和6年12月24日

国立大学法人北海道教育大学 契約担当役事務局長

高見 太也